

知事定例記者会見（定稿）

日 時 令和6年3月26日（火） 14：00～15：10
場 所 別館2階 記者会見室

（知事）

はい、よろしくお願いします。今年度最後ということでございますが、この桜は啓翁桜という桜だそうです。これは鉄砲ユリということでございます。今日のお花でございました。まず、発表項目は1つでございまして、浜名湖花博2024の見どころについてでございます。3月23日土曜日、浜松フラワーパーク会場の開幕式がございました。浜名湖花博2024が、待ちに待った開幕となりまして、スタートいたしました。ただ、浜名湖ガーデンパーク会場の方は、来週4月6日の土曜日に、開幕いたします。もう行かれましたか？行かれた方どのくらいいらっしゃるでしょうか？それじゃまだ、天気が悪かったですからね。仕方がないと思いますが、浜松フラワーパークの方はですね、大温室といいますか、クリスタルパーク、クリスタルパレスという、ロンドンの宮ガーデンと同じ名前のものでございますが、そこをぜひ、入ってみてください。そこに行きますと、胡蝶蘭のアーチがあります。これは非常に豪華なアーチで、1つじゃなくて複数ありましたですね。それから正面にですね、なんとあの、ブルーの胡蝶蘭が、大輪の胡蝶蘭がございまして。これが温室の花じゃないかと思うんですけども。そして見どころはたくさんあるんですけども、1つはですね、やっぱり塚本こなみさんの、2013年以來の、フラワーパークづくりの、1つの、何て言いますかね、集大成的な庭作りというのを見ることができます。今回は彼女に加えてですね、吉谷桂子さんと小倉珠子さんが、それぞれ御一緒に作られてますけれども、スロープカーというのがあるんですね。モノレールのようなものがあるんで、そこを降りたところにですね、フラワーフォレストというのがあるんですよ。これはですね、フォレストというのは一見、フラワーと矛盾するような言葉ですが、しだれ桜が20本植えられております。しだれ桜の根元がですね、五弁の花びらのような形で、縁どられて、そこに色とりどりの花が植えられてるんですが、そのうちの1つが、ユキヤナギです。ユキヤナギって言うのが大体、この辺の高さなんですけれども、このぐらいになりますね、で、言うまでもなく、しだれ桜もどんどん大きくなりますから。やがてですね、10年後20年後になると、しだれ桜が、隣のしだれ桜と枝が重なるだろうと。そしてユキヤナギは御案内のとおり、真っ白な花です。そして、この、いわば束になって咲きますのでですね、しだれ桜のドレスに、なんて言いますか、ユキヤナギのスカートを履いたような形になると思うんですね。それを塚本こなみさんはですね、したがってこれは、森だっというわけです。

よ。もう、全部この、白い、春は美しいユキヤナギと、おそらく薄いピンクのですね、しだれ桜が、そこにずっと。だからこれは、植え替えしなくていいと。だからサステナブルだという。だから今までは、いちいち1年草を植えて、また取って、また植えるということをされてたんですけども、今年のテーマがサステナブル、SDGsの考え方だということですね、そして20年後に倣って、この、20のこの桜、しだれ桜を植えた。何て言うんですか、撮影スポットも用意されておりまして、周りにベンチもあってですね、ここは見逃せないですね。しかもまたスロープカーっていうのは、これはタダですね。あれも乗るに値します。それからもう1つはですね、フラワーフォレストに対してフラワーフィールド、日本語で花の原と言っておりますけど、これは吉谷桂子さんがですね、作られたもので、これにもやっぱりサステナブルで、このお花が一面にこう、野原っていうのは草、草っていうイメージが強いんですけど、フラワーの原っぱなんですよ。で、そこにはですね、花っていうのは、この花も必ず散ります。そうして次にまた生えてくるという、花が咲くという。だからずっとですね、この間、花が散ってはまた次の花がはえてくるっていうふうにして、常にお花がですね、満ちている花々のフィールドにしたという、この花の原っぱもですね、その意味で、花の命と生花の命が繋がっていくと言いますか、サスティンされるという、そういう思想ですね。それからそのすぐ近くに、白い、ホワイトガーデンというのがありまして、その上、上ていうとおかしいですけど、ちょっとスロープの上に、それこそ塚本こなみさんの代名詞でもある、彼女は藤の花の化身とも言われるほどの、藤についての造詣の深い方ではありますが、その藤棚がですね、ずっと広がっておりまして、なんかその色がですね、藤の花にもいくつかあるんでしょうかね、色。私は存じ上げませんが、全体虹の色になると。レインボーの色になるように、しつらえたと。彼女が、藤の花壇で有名になられたのは、言うまでもなく、足利での、植物園でのお仕事だったんですけども、それを超えたと。超えるものを作りましたというふうに言われてましたね。ですから、これも見るに値すると。さらに言えばですね、この20年間で、浜松市は何て言いましたっけ、モザイクカルチャーという、いろいろと針金か何かで形を作って、そのうえにこの植物をはめ込んでいくというやつですね。そこにこの熊とかですね、バンビとか、それからリスとかですね、鳥とかですね、そうしたものを作って、それが生きているので、これまでの浜松を花の都にしようというですね、そういう中で作られてきたイベントの成果がですね、ここに集大成されてるということで、雨の中でしたから、全部見ることはできませんでしたが、素晴らしいものでございました。それからですね、もう1つ、ガーデンパークの方は、4月の6日にオープンするんですけども、20年前の国際園芸博覧会の会場になったところでもあります。それで今回、この園内を一新いたしまして、11の花壇と庭園を整備いたしました

て、5000 品種 100 万株の多種多様な花緑が会場内を彩ることになります。まるで絵画の中にいるような、1600 種もの花々に囲まれた、色彩豊かな印象派庭園、モネの庭ですね、そこを今は花の美術館と言っておりますけれども、これは、ぜひ見ていただきたいと。隣接する屋外テラスでは、浜松のフランス料理店、LE NRIさんが、県産の食材を駆使して、上質なフランス料理を出して下さるそうでございます。それからもう1つは、世界の庭園デザイナーとして、世界的に著名な石原和幸さんが監修された記念庭園「汽水園」というのがございまして、富士山と浜名湖をテーマにした世界レベル、第一級の庭園を堪能していただければと思います。それからデジタルアートを体感できる Immersive Museum HAMANAKO というものを、スズキ株式会社さん協賛の自動運転がございまして。それからまた、スズキ株式会社さんの自動運転も楽しむことができるということです。それから、ガーデンパーク入る時に、何て言いますか、橋のようなものを渡りますと、「のたね」という食堂があったのを御存知でしょうか。行かれたことないですか？大衆食堂があるんですが、そこがですね、面目を一新しました。これは文化芸術大学の寒竹先生とその学生さんが一緒になって考えて作ったものですね、今まで1階建ての「のたね」食堂だったんですけども、そこにですね、併設される形で、のたねデッキというのがですね、あります。それで2階でまた休めて、更に、いいてみれば3階まで行けるわけですね。10m近くまで登れまして、そうすると、浜名湖も見えますし、それからガーデンパークのかなりの部分をですね、一望できるということで、こののたね食堂もですね、ここはワンちゃんとか、猫は連れて行く人はあんまりいないですね、ワンちゃん連れていくこともできるということで、のたね食堂が一角にあって、その反対の一番奥には、版画美術館があると。その途中にですね、いろいろ楽しめる場所がございますので、ぜひ、それぞれ楽しんでいただいて。そして全体のテーマが御案内のとおり、人と自然とテクノロジー、人と自然とテクノロジーの架け橋としてのデジタルガーデンシティということであります。これはですね、ここでですね、ガーデニングでシティを作っていこうと。ガーデニングでまち作りをこれからしていくという、そのこのモデル、あるいはその知恵、その技術がですね、凝集しているのが、このガーデンパークです。ですから、ぜひですね、今後、花博を1つの材料にしてですね、そこからガーデニングを通じて、水と緑、そして技術が合わさったまち作りをしていくと、そういうことへのですね、起爆剤になればいいなという期待も持っているところであります。私の発表項目は以上であります。

(幹事社)

ありがとうございました。ただいまの知事の発表について、関連の質問がある社

はお願いします。無いようですので、幹事社質問に移らせていただきます。幹事社の毎日新聞です。よろしくお願いします。幹事社からは1点、教職員の不祥事についてお伺いします。教職員の不祥事はですね、県教委発表のものですけど、一昨年度が11件、昨年度が14件、今年度が21件とですね、増加傾向にあります。県教委の方でも様々な対策を講じているところだとは思いますが、なかなかちょっと根絶とは程遠い状況が今あるということで、この点について知事の御所感をですね、お伺いできればと思います。

(知事)

教職員の不祥事っていうのは、あつてはならないものであると考えております。根絶しなくてはならないということですね。ただ、今御指摘の通り、増えてきたということで、21件の中身を見ますと、5件の交通事故を起こしたという、これが5件ありますね。それからまた、不適切な言動とか、体罰というのが5件ありまして、これを合わせると10件です。体罰はあつてはならないものですね。それから人の命っていいですか、子供さんの命を預かっている、そういうところが学校ですのでね、ですからもう、交通事故を起こしちゃいけないと同時に、体罰はもう言語道断であるということで、これは止めなくてはならないというふうに思っております。一方ですね、教育委員会は、池上教育長を中心にいたしまして、いわゆる部活動に関わる連盟がありますが、そこと共同宣言を出されたり学校横断的なガイドラインも定められたりしてですね、できることを今やってらっしゃるということで、池上教育長のリーダーシップのもとに、教職員の皆様方がいかに大切な仕事をしてるかってことを改めて自覚していただいでですね、不祥事がゼロになるように努めていただきたいと強く思っております。

(幹事社)

ありがとうございました。今の質問および知事の回答について、関連の質問がある者があればお願いします。ではないようなので、その他の質問がある社は挙手をお願いします。

(知事)

最後なのでこのくらいにしましょうか。

(記者)

中日新聞です。リニアのことにに関して、モニタリング会議の矢野座長が、マスコミの数社のインタビューにも応じていて、県とJRが必要と認めた場合に、代表者が議論するような新たな協議の場の設置というものを提案しているんですが、

川勝知事は何か対応する考えはありますか。

(知事)

矢野さんが最初の会議におきまして、3つのことを挙げられましたね。そのうちの1つが、話し合いを密にしなさいってことだったんじゃないかと思います。これはJR東海さんと県が公開の場で、専門部会でやってきまして、これを詰めていくことができますね、座長の御要望に応えることになるんじゃないかというふうに思っております。

(記者)

新しく県の専門部会以外でJRと話し合うような場所をつくるようなそういうお考えはないということでしょうか。

(知事)

これは有識者会議、これが2つ開かれまして、1つは全ての水を戻すということですね、もう1つが生態系のものだったわけですが、こうしたものの上に、このモニタリングが出てきたわけですね。この47の項目を全部やるということ、これをやってきたのが専門部会です。したがって、専門部会というのは、これまでそうしたモニタリングの会議が出来上がる基礎になったもので、ここはですね、極めて重視しております、今、森副知事、それから石川部長代理（正しくは、「静岡県中央新幹線対策本部本部長代理」と、この2人が中心になりまして、やっております、ここの会議は、更に充実させていかなくちゃいけないと同時に、そこでの中身をですね、これからモニタリング会議、特に座長の矢野委員長に滞りなくお知らせすると。連絡を密にしていくということによろしいのではないかと思っております。

(記者)

ありがとうございます。前の会見でも、4月に県の専門部会を予定しているような話があったと思うんですが、これからの進め方について、座長としてはより徹底的な議論を求めていると思うんですが、県の専門部会としてどういう進め方をしたいか、お考え、どうでしょうか。

(知事)

そうですね。今、残されてる課題についてどれを議論するかっていうことがもうわかっておりますので、これはモニタリングにも関わることだと思っております。したがって、これを粛々と、しかしスピーディーに進めていくということだ

と思いますね。それから、あと2つございましたね。座長が言われたこと、それはモニタリングと事業計画とは、メダルの両面だと。不可分であるとおっしゃっております。こうしたことについてもわれわれとしては関心を持っております。ですから今度の、それこそモニタリングの会議で、それがどのようにJ R東海さんとの間で明らかになるのかということに関心を持っています。

(記者)

ありがとうございます。それでは最初の会議でも矢野座長がモニタリングと事業計画は一体だという話、事業計画の重要性を指摘してたと思うんですが、改めて知事としては事業計画、期待する事業計画の提示というのはどのような事業計画を、静岡県内の工事にとどまるものなのか、それとももっと全体に広がるものなのか、こういったものを出される、J Rが提出することを期待されてますか。

(知事)

これは矢野座長とJ R東海とのやりとりを待ちたいと思っておりますが、この自然は、行政区と関係なく存在していますので、行政区にとられるということなく、柔軟に対応すべきであるというのが、その3つ言われたうちの1つだったわけですね。ですから、そのようなやりとりになるかなというふうに私は思っておりますが、基本的に今回のモニタリング委員会（正しくは、「モニタリング会議」）というのは、言ってみればお目付け役ですね。政府の、国交省の代理として、事業計画を見ながらモニターをしていくということでありまして、したがってこのお目付け役の役割は極めて大きいというふうに思っております。私としましては、矢野座長にですね、この件については全部お任せしてもいいというくらいに思っております。そのくらい信頼しています。

(記者)

ありがとうございます。お任せしていいというのは、そのモニタリング会議の運営だとか、そういうことに関してという意味ですか。

(知事)

いいえ、事業計画とモニタリングとの関係をですね、明確にしてやっていくとおっしゃってるので、これは筋の通った話であると。ここについて容喙はしないということです。はい。

(幹事社)

リニア関連で、モニタリング委員会も含めてリニア関連で質問がある方は、ま

めて。

(記者)

NHKです。1点だけ、今後の県の専門部会の、決まってる予定があれば教えてください。

(知事)

4月には、ぜひ開きたいと考えております。

(記者)

それは水資源の方でしょうか、生態系の方でしょうか。

(知事)

生態系の方、いや、両方になるかもしれませんね。はい。

(記者)

早ければ4月に開きたい。

(知事)

4月には開きたいと思っております。

(記者)

議題についてはどういうものを想定してらっしゃるのでしょうか。

(知事)

残された課題を、明らかになっておりますので、これについて議論していただく。あとは先生方の日程を合わせるということになってると思います。

(記者)

ありがとうございます。

(幹事社)

他に、リニア関連であれば、ないかな。大丈夫ですかね。はい。その他の質問があれば。

(記者)

朝日新聞です。せっかくですので、お伺いしたいんですけども、知事の前の発言の件です。男の子はお母さんに育てられるという発言についてなんですけども、やっぱりジェンダーの問題からして、性別の役割分担に繋がるんじゃないかという御意見もあると思うんですよね。改めてなんですけども、この発言について、御自身として、どういうふうに今、思われてますでしょうか。

(知事)

子育てについてはですね、「あいのうた」というプロジェクトをずっと俵万智さんと田中章義さんにやってもらってるんですけど、基本的な考え方は、子育ては幸せを、子育ては命を繋ぐ幸せの愛を育む尊い仕事ということで、男、女関係なしにですね、母親も父親も一緒に育てていくと。当たり前のことでございまして、そういう考えを持っております。

(記者)

そういう意味ではですね、すいません、追加で、そういう意味では、あの発言というのは、その御趣旨とはですね、ちょっと違うというかですね、かけ離れてる感じがするんですけども、改めて、これはもう撤回した方がいいんじゃないかなっていうふうに思うんですが、知事はどういうふうに。

(知事)

その脈絡を御覧いただくにはですね、朝日新聞ではなくて毎日新聞のアレキサンダーベネットさんと侍論をやっているわけですね。議論の中で、サムライブルーとか、侍ジャパンとかいうじゃないですか。これは男性のチームについて言われる言葉じゃないですか。しかしながらですね、侍というのは、レディ・サムライという言葉もありますよと。そして、そういえばそれはですね、アレキサンダーベネットさんとの発言はだいぶ前に出ましたけれども、その中でも申し上げているんですね。今度の「ふじのくに」の55号かな（正しくは、「56号」）、そこに再録されますから、御覧いただければと思います。ですから、侍の子を育てるのは両親ですよ。したがって侍の父親も、その御婦人もいらっしゃるわけです。ですから、両方ともその同じようなものを持っていると。サムライスピリットは男女共に持ってますよと、そういう脈絡で申し上げたわけですよ。ですからベネットさんも、その通りだと。ジェンダーフリーでやっていくべきなのが武道であるというふうに言われてるので、たまたまサムライブルーとか侍ジャパンっていう、その言葉遣いが、男性のチームについてだけ言われるので、それは違いますよという意味でですね、女性にもサムライスピリットがあるという意味で、申し上げたわけですね。

(記者)

御主旨はわかるんですけど、結局ジェンダーバイアスとかアンコンシャスバイアスってというのは、どういうつもりで言ったかの問題じゃなくて、どういう言葉を言ったかの問題で、それは、やっぱり男の子はお母さんに育てられるというこの言葉そのものにですね、問題があるんだと思うんですよね。だから、そこでなぜお母さんを持ち出す必要は、なかったというふうに思うんですけども、なぜお母さんをそこで持ち出したんですか。

(知事)

侍のイメージだとですね、西郷隆盛なんかが強いのじゃないでしょうか。鹿児島ですよ。鹿児島ではですね、いわゆる薩摩隼人というのが、明治と登勢の秋の空、壮絶な死闘をするんですが、あそこの風土としてですね、お墓にですね、いつも花がいっぱいなんですよ。母親に子供がですね、花をたむけるわけですよ。ですからお母さんに励まされてるわけですね。ですから、なんとなく男の子だけだと思ってる、違ふと。もちろん父上の、あるいは、あそこは若者組みたいのがありました。若衆宿ってのがありましたから、男同士であるわけですけども、お母さんに恥ずかしい思いをさせてはいけないということで男の子が頑張るわけですね。そうしたことが、お母さんが先立たれるとですね、そこに花を手向けるってことがありまして、その侍の話をしてたのでですね、そういう話になったわけですね。いわゆる今の男女のジェンダーについてですね、の脈絡ではありませんで、もうそれについては子育ては命を繋ぐ尊い命を繋ぐ、幸せの愛を育む尊い仕事、これは私が作ったフレーズです。ですから、そういうつもりでこれまで子育てについて施策を講じてきたということでございます。

(記者)

主旨はよくわかったんですけど、そういう意味では全く主旨と違うので、改めて誤解を招きやすい発言だったということを引きちんとおっしゃった方がいいんじゃないかなと。

(知事)

確かに今、誤解をされたような形でですね、してますよという御指摘ですので、誤解をされる発言はこれからも厳に慎まなくてはならないというふうに思いますが、脈絡を取っていただくとそこのとこだけ取ればですね、あれですけど、主旨はおわかりいただいた通りのことであります。

(記者)

この発言自体は問題ないと、撤回する必要はないということでいいんですかね。

(知事)

誤解を招く発言であったということは反省しています。

(記者)

ありがとうございました。

(幹事社)

関連の質問があれば。

(記者)

共同通信です。ちょっと関連してお伺いします。先日の表敬訪問の際の発言で、磐田は浜松より文化が高いというような発言に関しまして、この記者会見の場でも、知事の御趣旨の説明ですとか歴史的事実だからというようなお話がありました。その件に関してですね、非常に反響いろいろありまして、私自身も思っていることではあるんですけども、反響の中には文化というものに特徴はあるけれども、高い低いで表すような、優劣のようなものはないというような反響があります。私自身もそう思ってます。知事個人としては、その点どうお考えですか。文化というものに高い低いで表すような優劣というものが存在しているとお考えですか。

(知事)

いいえ、思っていない。日本にはですね、国立民族学博物館というのがあります。でこれを作ったのは梅棹忠夫さんなんですが、そこはですね、民族というのは文化を共有する人間集団のことなんですね。それは並べてあるんです横に。文化には上下はありません。違いがあるだけです。ですから、今、あなたが言われた通りの考えを持っております。ところがですね、長い間、文化は高いところから低いところに流れるという言い方がされてきました。これは間違いなわけですね。私は、文化は魅力のあるところから、それに魅せられた人たちがそれを取り入れるということがあると。そういう求心力を持つものは、文化というよりも文明というべきであるという、そういうですね、議論を展開しております。この『美の文明をつくる』というちくま新書から出ている言葉で、そこに文化と文明について明確に論じておりまして、文化に上下はないという考えを持っております。

(記者)

知事がそういうふうを考えられてるということは今の御発言でわかったんですけども、だとしたらなおさら、高いというような言葉を持ち出す必要があったのかなというのは、やはり疑問に残るところでして、先ほど朝日さんがおっしゃったみたいに、そういう県民の、知事がそういうふうに優劣をつけてるわけじゃないにも関わらず、誤解を招くような発言であったと思うならば、それはあの、撤回でしたり、訂正でしたり修正だったり、そういったことをする必要はあるというふうにお考えじゃないですか。

(知事)

その脈絡から、あそこに来られた方は、それぞれ香川県とかですね、あともう1人は、県外の方が、ボニータのメンバーだったわけですね。磐田のことを御存知ないので、磐田ってのは素晴らしいところですよという脈絡で申し上げたんですね。それについては、おそらく3人ともですね、御存知なかったもので、そういう表情でお聞きいただいたと思います。磐田っていうのは素晴らしいところですよという意味で申し上げたということですね。

(記者)

で、特段修正だったり、撤回だったりはないっていう。

(知事)

上下関係っていうふうに、という言葉を使ったのがこれ間違いですね、明らかに。上下関係というふうにですね、取ったとすればこれはもう明らかに間違いです。

(記者)

実は高いという言葉が使われているので、そう言ったんですけれども。そのなんでしょう、高いの真意が、そういう知事が今おっしゃったようなことだったっていうのはわかるんです。今、説明いただいたら。ただ、そういうふうには捉えられないような、不用意な発言であったり勘違いを招く発言なので、そこに関しては、改めて訂正したりとか、撤回するようなお気持ちはないのですかっていう趣旨の質問です。イエスノーでそこは。

(知事)

イエス&ノーですね。つまり、国府が置かれていたわけですね、磐田には。それが中心だからですね。文化の中心だったわけです。それがなぜ今、浜松の方が遠

州の中心になってるかということについては、歴史的な経緯があるわけですね。その説明をしたわけです。ですから、奈良と京都とどちらが高いかと。784年までは奈良に都がありましたから、京都は田舎ですわね。しかし、794年以降、京都に都は移りますから、京都が中心になります。ですから784年の奈良時代まではですね、京都は言ってみれば、中心ではないですよ。だから高い文化といえますか、高度な、アジアの文化が奈良の都に入り込んでいたわけです。そういう意味合いで、磐田のことを申し上げたので、並列に並べてですね言ってるんじゃないくて、歴史的に、磐田が中心である時代があったと。そういうことで、そこにいらっしゃるのは、その国府の七重塔を再建しようとしている中心の高木先生ですから。ですから、その方がボニータの後援者なわけですね。ですから、それよくわかって、それを、あとその話をしました。ですから、もう本当に強いですね、プライドを持ってらっしゃるわけですよ。私はもう長い10年以上の付き合いですから、よくわかってるので、その選手の方々もですね、磐田っていうところは素晴らしい、こういう文化の蓄積があるところですよということを知っていただくために、なぜかという、どこの御出身ですかということを知って、そして、磐田ご出身でないってことがわかったんです。監督も、それから2人の選手もですね。それで磐田について御説明して差し上げた。おそらく磐田の高木さんも、それはおっしゃってたと思いますけども、私の言葉でそれを申し上げたわけです。

(記者)

はい、はい、わかりました。

(記者)

すみません。テレビ静岡です。お願いします。ちょっと朝日新聞さんの質問に戻ってしまうんですけども、知事過去にも、女性の容姿と学力を結びつけるような発言をしたりですとか、お母さんとか女性はこういうものだという、決めつけたような発言をして、パターン化した時代錯誤的な発言だったと、反省の弁を口にしています。今回、こういったことがまた問題になってしまうのは、その頃からの価値観がまだアップデートされていないのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

(知事)

私の考えは、今、申し上げた通りです。子育ては、両方でやるもんですよ、両親が。ですからそっちの優劣は何もないということで、侍という言葉との脈絡でレディ・サムライという言葉もありますよと。ですから、同じスピリットを持つ

て、両親が子供をしっかりと一人前にするように育てるという脈絡で申し上げておりますので、お母さんのですね、役割も大きいと。お父さんも大きいという脈絡で申し上げております。

(記者)

朝日新聞さんも聞かれていたことなんですけれども、脈絡があるとしても、こういった発言の切り取りみたいなものは県民、私達だけではなくて県民も思うんですよね。そこについて、そういった問題を切り取られてしまって、このような問題になってしまっていることについてはいかがですか。

(知事)

そうですね。切り取りっていうのが問題だと思います。はい。

(記者)

わかりました。

(記者)

中日新聞です。今、切り取りという言葉があったと思うんですけれども、それはボニータの表敬のときだと、知事の目の前にいるボニータの監督・選手たちと話してると思うんですけれども、その場は報道に公表されている場ということで、これは県民に伝わるという意識というのはございますでしょうか。

(知事)

知事室ですからね、知事としてお話してるわけです。報道の人がいることはもちろん知ってます。そこにいらっしゃることは、もう見えてるわけですから。

(記者)

そこで勘違いに繋がるような発言があるということは問題ではないと。

(知事)

切り取られてそういう形で、お母さんが子供を育てる役割分担のを言ってるんだというふうな形に言われるとですね、それは間違いですよね。元々両親が一緒に育てるという形で、フレーズを作って、あいのうたのプロジェクトも作り上げてるわけですから。

(記者)

はい。わかりました。知事の原文ママに言いますと、磐田と浜松の話なんですけども、「磐田ってところは文化が高いんですよ、浜松より元々高かったわけでしょう。こういった言い方をすると、語弊がありますけども」と、語弊があると自ら言っただけなんですけども、ここについてどこが語弊があると思ったんでしょうか。

(知事)

それは並列に並べたらですね、上下はありません。ただ歴史的に見ると、中心であった時代があったということですから、そこはですね、知らなければですね、そこだけ見ると、浜松の方が低いとかっていうんじゃなく、しかし国府があった時代に浜松はどういう状態だったのでしょうか。沖積平野ですからですね、氾濫源だったわけですね。ですから、そういうことを知ってればですね、特段みんな誰も知るわけじゃないですから、だから説明せんといかんわけですけども、そこだけ見ると、僕はあまり変わりませんけれども、磐田というところが、かつては国府があって、そして五重塔があって、そして遠州の中心地域であったと。森町もそうだったんですよという、遠州一宮がありますからねと、そういうお話をし、あの地域のことをですね、遠州でこれから御活躍される監督・選手の方に自信を持ってもらうというか、地域のいろんな期待をですね、担っていただける、担うに値する地域だという、そういうお話をしたつもりです。

(記者)

これ中心地であるということが文化が高いということでしょうか。

(知事)

中心地だった、国府があったということでもあります。

(記者)

それが文化の高い低いに繋がるんでしょうか。

(知事)

じゃああなたにお聞きしますけれども、750年ですね、奈良と京都で、それをどういうふうに、山城国ですね、奈良と山城国、どのように表現します。

(記者)

ちょっと私は存じ上げないので、中心があるところが、文化が高いのか、そうではないのかっていうのは。

(知事)

文化が、文化的なですね、要するに人も物も、それから建築物も、様々な思想もですね、そこに、この中心に集まっているわけですね。それが国府です。あるいは平城京です。平城京があった710年から784年まではですね、その北にある山城国、京都はですね、京都ではありません。まだ。ちょうど同じように、その国府があった磐田の地域と、汜濫源に近かったと思いますけど、暴れ天竜ですから、そういうまだ治水ができてない頃とではですね、どちらが中心かということと磐田が中心であったということは言えると思いますね。

(記者)

では中心とおっしゃってますけどそれは高いという意味なんでしょうか。

(知事)

そういうふうにも言えるかもしれませんが、文化を並列に並べたときに、上下関係はないと。例えばナイフ&フォークで食べるのと、インドのように手づかみで食べるのと、お箸で食べるのと、これはどちらが上ですか、下ですかありません。違いがあるだけです。

(記者)

で、比べて高いとおっしゃってると思うんですけど。磐田のことを。

(知事)

だから横に並べればですね、並列なわけですよ、歴史的に見るとですね、やっぱり文明の中心っていうのは移りますじゃないですか。アメリカだって。

(記者)

と言いますと、まず昔のことを言って、磐田ってところは文化が高いんですよ、浜松よりもと言っているのです。

(知事)

元々、と言っているでしょ。

(記者)

昔っていうのは、元々っていうのは、浜松より磐田の方が高かったと。逆に言うと、これ裏返すと、今の現状だと浜松の方が磐田より文化が高いというふうにも

受け取れると思うんですけども。

(知事)

私は磐田のことをですね、知っていただくために、磐田をベースにした、県外から来られた方にお話をしたということです。磐田のことをお話したということです。

(記者)

ちょっと納得できませんが、終わります。

(知事)

はい。

(幹事社)

関連の。いいですか。

(記者)

度々すいません。共同通信です。先ほどの直接的な今回の騒動に関する話では無いんですけど、さきほどのテレ静さんの質問ですね、知事が切り取りのほうの問題だというふうな話がありましたけれど、少なくとも今回の件に関しては、切り取りでは無くて、表敬の時に知事がしゃべられた言葉、全文を読んでもそうですし、中日さんがネット上で流しておられた音声を聞いてもそうですけれど、知事がこの場で説明されたような真意の説明無く、あの場で言葉だけ言ってることが、そのせいで適切ではない伝わ方とかしてると思うので、それはあの切り取りが、報道による切り取りが、あの問題があるとかこういうふうに、YouTubeとかでも流れてるので、あの現場を知らない、見てらっしゃる方に誤解されると私達としても本意ではないので、そういうことではないんじゃないかなと。あの場で知事はしっかり御自身のそういった思想に基づいたお考えに基づいた上でそういう発言をされるべきなんじゃないかと思いましたので、あらゆるところに誤解されると、ちょっとこちらとしても本意ではないので、ちょっと言わせてください。そこに関しては同意していただけますかね。

(知事)

わかりました。ありがとうございます。

(幹事社)

他に関連の質問があれば。

(記者)

すいません、日本経済新聞と申します。今のジェンダーに関わる発言とか文化レベルに関わる発言とか、全体をひっくるめた話になるんですが、昨年の夏の給与返上問題で不信任案が出たときに、その後の囲みだったかと思うんですが、次に不適切な発言をしたら、辞職する覚悟だというような発言をされていて、その後の三島レガシーとか今回の一連の発言を通してみると、その時の次は辞職するというのが、一種、くびきのようになっていて、なかなか謝りたくても謝れないみたいな状況になってるのかなと報道側としては見てしまうんですが、一般的に知事や政治家であれば、このような発言をして、ここまで盛り上がってくると、基本はやっぱり撤回したり、まずは謝るというのが筋かと思うんですが、実際どうなんですかね。あのときの発言のせいで、なかなか謝れないみたいなそういう感じなんですか。

(知事)

いやそんなことはありませんよ。

(記者)

であれば、普通に考えたら撤回あるいは謝罪すべきだと思うんですが、なぜされないですかね。

(知事)

誤解を与えてるっていうところはですね、しかし話せばわかるということが、この場でもそうなってますのでね。

(記者)

多分、話しても、なかなか今、この数週間経って、定例会の様子とか見ても、話してもわかってもらえない状況が続いてると思うので、仮にこのまま幕引きを図るとすれば、まず謝るということよりも、良くない影響を県民の分断等招く気がするんですが、その点はいかがなんでしょうか。

(知事)

そういうことのないようにしたいと思います。

(記者)

でも、知事の発言でこうなってしまうのは、お認めになられる。

(知事)

そういうふうにならないようにですね、努めてきましたし、これからもそうします。

(記者)

どういうふうにしていくんですか。発言を、これからなんていうんですかね、こういった発言をしないっていうのを何度もこれまで繰り返してはきているんですが、一方で、毎度毎度、このような発言が続いている中では抑止力が働いてないように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

(知事)

その場で御指摘いただくと、すぐに解決できたかもしれませんね。

(記者)

その場でと言っても、後日御指摘するのとあまり変わらないような気がするんですけど。

(知事)

もちろん聞いている人と、一緒にお話をしてるわけで、一方的に講義をしているわけじゃありませんのでね。ですから、それはどういうことですかとお聞きになればですね、それで、なんて言いますか、正確な理解ができたと思いますけども、しかし話の流れの中で、特段相手が不愉快になられたわけでもありませんし、にこやかにお帰りになられてですね、写真も撮ってお帰りになったということですから、それ自体は問題はなかったと私は今でも思っています。

(記者)

わかりました。改めて伺います。翻って考えると今回の一連の発言に関しては不適切ではなく、謝罪も撤回をしないと。

(知事)

そうですね。

(記者)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(幹事社)

ちょっと一旦他の質問があればそちらを優先したいんですが、いいですかちょっと一旦、発言関連が続いてるんで。

(記者)

静岡新聞です。熱海の土石流のあの内部検証の結果が先日発表されましたので、それについて知事の見解を伺いたいと思います。内部検証に関してですけれども、検証済みのあの土採取条例を除いた5法令、検証した5法令のうち、砂防法の対応が唯一災害を防ぐために、検討の余地があったということが検証の結果示されましたけれども、砂防法の観点からですね、検証されていない部分もかなりありまして、検証されていない部分に関しては知事はどういうふうな見解を持っているのか。砂防課としては砂防法の対応がなかったから、検証しなかったというふうに言ってるんですけども、これについて知事はどのように考えているのか教えてください。

(知事)

同じように考えています。

(記者)

そうしますと不作為について、行政の不作為については検証されないことになるんですけども、それについては、知事どのように考えているのか。

(知事)

検証委員会で検証されたとおり、理解しておりまして、不作為とも認識しておりません。

(記者)

検証が尽くされていないのに、なぜ不作為と認識していないということになるんでしょうか。

(知事)

砂防法の対象でなかったということでございましたからです。

(記者)

砂防法の対象だったけれども、砂防法としての対応はしていないというふうな

説明をされていると認識します。

(知事)

正確に言ってください。

(経営管理部総務局長)

総務局長の内藤です。砂防法としての対応、それ 2003 年とか 2006 年とかの話
をされてるんですね。そこについては県としては都市計画法に基づいたしつ
かり指導をやっておりましたので、そういう対応してたというふうに、不作為と
いうことはないと思います。

(記者)

ですから砂防法としての観点から検証がされてないということを再三。

(経営管理部総務局長)

2003 年から 2006 年の時点では、なんていうんすかね、あそこの開発っていうの
は、逢初川流域ではなくて、鳴沢川の流域でやられていたことなので、そこはそ
の砂防指定との関係という意味では、まだ砂防法の出番じゃなかったのかなと
いうふうに考えてます。

(記者)

分水嶺は開発されてましたよね。分水嶺に盛土はされてたんですけれども。

(経営管理部総務局長)

そこは確認はできませんね。そこは確実ではないと思いますよ。

(記者)

分水嶺の開発はされてないという前提に立っているということでしょうか。

(経営管理部総務局長)

されている証拠はないと思いますけど。

(記者)

されてないというふうに認識しているということですか。

(経営管理部総務局長)

あの時点ではなかったと思います。

(記者)

2006年に関してはいかがなんでしょうか。

(経営管理部総務局長)

2006年の3月17日の日に、県にそのいわゆるC工区のところ開発許可申請が出てきて、その後2006年4月に権限移譲されてしまってるんですけど、少なくとも県がですね、その申請を受けて、その申請も審査している段階で、そういう分水嶺を超えるような違法な開発が、もしされていけばですね、それはさすがに指導したんだろうなっていうふうに思います。実際どうだったかという記録がないんでわからないんですけど、これからその開発許可をもらおうという人間がですね、そこでまた無許可でそんなことをしたとはちょっと思えないと考えてます。

(記者)

その前の段階では、分水嶺を超えてると思うんですよね、明らかに写真でわかるんですけども、そこはチェックしてないということですか、県として。

(経営管理部総務局長)

写真というと、どの写真ですか。

(記者)

行政文書に添付された写真ですね。

(経営管理部総務局長)

少なくとも報告書にも出しましたけど、2005年11月の航空写真を見る限り、分水嶺を跨いでない。

(記者)

いや、跨いでるというふうに、この間そこで確認したと思いますけれども。

(経営管理部総務局長)

いやそれは確認してないですね。

(記者)

そうですか。もう1回確認させてもらいますけどね、後で。2006年以降に関しては、なぜあれですか、砂防法としての対応を検証した部分としてない部分が混在するのでしょうか。

（経営管理部総務局長）

2006年以降は、その分水嶺をもし跨いだとしてもですね、その情報はもう県としてはもう権限委譲してしまってるんで、そこがだから連携がしっかりとれてなかった。そこは反省点だったっていう検証の結果としても出している。

（記者）

そこでも検証されていない部分があるんですけども。2003年、2007年の土採取条例の届け出が出てきた時点で、なぜ砂防法を適用しなかったのかですか、

（経営管理部総務局長）

そこで

（記者）

あるいは、2007年のときも表面侵食

（経営管理部総務局長）

2007年の時に、だから、しっかり砂防担当に伝わっておればですね、もしかしたらそういう対応も取れたかもしれないということで、報告では報告をしているところでございます。

（記者）

そこを検証しているという認識なんですか。検証した報告書には書かれていません。

（経営管理部総務局長）

砂防担当にはそういう情報は伝わってなかったっていうことですね。

（記者）

だから検証してないということなんですか。

（経営管理部総務局長）

伝わっていなかった。砂防担当は知らなかったという事実がわかっているとい

うことです。

（記者）

その結果、検証の結果、どう対応すれば良かったというふうに総括してるんでしょうか。そのの部分に関しては。

（経営管理部総務局長）

しっかりとその関係機関が連携をして、情報共有していれば、何かできたのかもしれないというふうには考えてます。

（記者）

そうしますとその情報共有してなかったということは法的瑕疵には当たらないということになるんでしょうか。要は、法的責任に関してはどう考えているのか。

（経営管理部総務局長）

そもそも砂防法は砂防指定をすることができるっていう法律なので、しなければならぬだとする、そこは瑕疵もあるのかもしれないけど。

（記者）

瑕疵があるということでしょうか。

（経営管理部総務局長）

裁量の範囲だということです。

（記者）

そうすると、責任が、法的責任が生じていたという、そういう認識だということなんですか。

（経営管理部総務局長）

裁量の範囲であるということは法的責任はないと思います。

（記者）

裁量の範囲ということは責任があるということなんじゃないですか。

（経営管理部総務局長）

裁量があるってことは指定しないという裁量もあるということなので。

(記者)

指定しない結果、こういうことが起きているとすれば、指定しない責任は生じてくるんじゃないでしょうか。これを行政法の専門家に確認してますけど。

(経営管理部総務局長)

砂防法だけじゃないですよ、あそこでやってた、実際に土採取条例だとか、森林法とか、いろんな法律を適用してやろうとしてたので、そこは、あの実際届出があった土採取条例ですね、しっかり対応すべきだったというのがわれわれの見解です。

(記者)

ちょっと知事に伺いたいんですけども、砂防法の基本的な認識を伺いたいんですけども、県議会の方ですね砂防課ですとか、交通基盤部の部長さんはずね、盛土ですとか、開発行為が砂防法の規制の対象外だという趣旨の御発言をされてるんですが、これは県としては今も変わっていないということなんじゃないでしょうか。

(知事)

はい、流域砂防という考え方に立って、砂防の適用を考えてと思いますが、今、局長が説明したとおり、私も理解しております。

(記者)

開発行為は砂防法では適用できないという認識なんですか。今回の検証の結果は、ちょっと違ってると思うんですけども。

(知事)

今、水掛け論みたいになってますので、この点については記者さんが事務局とです、相当長い時間をかけて、やってらっしゃることは承知しておりますので、同じようにそこで詰めてください。

(記者)

知事としては、そこはよく理解してないということなんじゃないでしょうか。一番肝心な部分だと思うんですよ。

(幹事社)

すいませんちょっと1人の質問がちょっと長時間続いておりますので、一旦ちょっと引き取らせてください。ごめんなさい。他に質問がある社があれば、今ちょっと。

(記者)

すいません、共同通信です。小林製薬の紅麹に関する件で質問なんですけれども、こちら、厚生労働省の方から各自治体にも、調査をしろだったりとかいろいろな指令というか通達が来ていると思うんですけれども、通達が来ている中で県としては、今、現在どのような対応を行っているのか、またどのような対応を各市町村に指示されていたりとか、また現状確認されてるその健康被害ですとか、商品の自主回収をやるというふうなことを県として把握した企業等々、そういったものがあれば教えてください。

(知事)

私はまだ把握しておりませんが、ともかく入院されてる方、被害が出てますのでね、これについては適切にやらなくちゃいけないという、それに尽きますが、今、担当者来てますか。私のところに報告が上がっておりません。

(記者)

わかりました。担当課はちなみにどこになりますかね。

(事務局)

また後でお伝えしますので。

(記者)

ありがとうございます。

(幹事社)

ほかに。

(記者)

日本経済新聞と申します。経済関連で2点お伺いさせていただきます。1点目が日銀のマイナス金利解除や量的緩和の転換を受けた県の対応についてなんですが、県が新規で発行する一般債(正しくは、「県債」)の利払い負担が今後、長期的に増えていくかと思うんですが、そうすると県ビジョンの後期アクションアクションプランなどで掲げているような、財政の健全化が若干遠くなるような気は

するんですが、この長期金利上昇を受けた利払いの増加に対する現時点での県の対応や、今後の見通しなどについて伺えればと思います。

(知事)

まだ始まったばかりですからね、これがどのような影響を持つかってことを注視していくという、そういう段階です。まだ方針は決めておりません。

(記者)

そうすると注視した結果、今後、長期金利が大幅に上昇した場合などは、資金調達のやり方を見直したりする可能性もある。

(知事)

いろんな可能性があると思いますね。ですから、正常化したのか、あるいは経済それ自体がですね、デフレ脱却を本当にしてるというふうにみなすかどうか、このところ、いくつか考えるべき条件があると思います。ですから今、どうするっていう方針は立てておりません。

(記者)

ありがとうございます。もう1点、4月1日から残業規制が960時間でしたっけ、2024年問題がついに本格化すると思うんですが、静岡県でいうと県内の物流企業であったりですとか、あるいは県全体の動脈を見ても、東名が走ってたりとか、いわゆる物流の大動脈になってると思うんですが、この点に関して、県として現状考えている課題と、それから一方で2024年問題が本格化してくると、中継地点として静岡県の、他県に比べて優位性が出てくると思うんですが、この点を考え2点伺えればと思います。

(知事)

これはもう昨年以来ですね、大問題になっておりますので、やはりトラック運転手の過剰労働を避けなくちゃいかんということですね。一方で、この人員不足っていうのがトラックにもございますので、どうするかということですね、発注する人、それから運ぶ人、それから受け取る人、この連携をしながらですね、2024年問題についてはクリアをしていくという、この関係の業者の間での、この連携がですね、今、積み上げられてるというふうに思っております。

(記者)

ありがとうございます。メーカーと下請け側の関係において県ではアクション

プランでしたっけ、適正な価格転嫁を促して労務費を上げていくみたいのやっ
てたと思うんですけど、これって物流関係でもやってるんですしたっけ。

(知事)

物流関係でそれが価格転嫁できるかどうか、できるものもあるし、できないもの
もあるんじゃないかと思いますね。ですから、このあたりとできるところは価格
転嫁に、この方向に持っていくと。できないところについてはどのように、なん
ていうか支えるかという、そういう態度で臨んでいるということでございます。

(記者)

わかりました。ありがとうございます。

(幹事社)

その他は。

(記者)

すいません、先ほどの続きですけれども、整理すると、そうすると、知事は、砂
防課長が県議会で答弁されてますけれども、盛土という人工物の土砂流出に関し
ては、砂防法の適用対象外だったという見解、それは知事の見解というふうに伺
って受け止めてよろしいでしょうか。

(知事)

県全体の見解ですね。

(記者)

知事もそう考えているということですね。

(知事)

そうです。

(記者)

これは私、国交省にも確認したんですけれども、砂防指定地の指定基準というも
のがありまして、この中に開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質
を変更した場合溪流等への土砂流出により、治水上砂防に著しい影響を及ぼす
おそれのある区域だという、こういう基準があるんですけども、そこは認識され
てるんですか。

(知事)

もちろん。あなたから紹介していただいた本に書いてありますからね。

(記者)

盛土は、盛土開発行為は、それでも、砂防法の対象外だと。国交省と言ってることが違うんですけども。

(砂防課長)

砂防課長杉本です。ただいまの御質問なんですけれども、平成元年にですね、国の方から砂防指定基準というのが出されてます。今、記者が言われたのが、その基準の6項目に、開発行為についての規定があります。その大前提にですね、砂防法の指定地にするためには治水上砂防の観点があった上で、この基準に該当すれば指定にするというような書き方になってます。これについては私どもの方も国の方に確認して、その考えでいいという話を聞いておりますので、この前の議会の中でもですね、そういうことで答えさせていただきました。以上です。

(記者)

そうしますと、今回の熱海の土石流の、この分水嶺の開発、あるいは盛土の造成に関しては、県としては砂防法適用対象外だったということですか。この内部検証の結果ですと検討の余地があったというふうに書いてますけれども、ちょっと矛盾するんじゃないんでしょうか。

(砂防課長)

ですので、今回の報告書の中でも記載されておりますように、あくまでも当時の担当の者とか行政資料とかで判断した上ではですね、そこまでの確認する、そこまでの事実確認ができなかったということもございまして、ですので、その時点に戻れば検討する余地があったというような形で報告書の方にまとめさせてもらってます。

(記者)

ちょっとよくわかんないんですけれども、対象外だと言っておきながら、検討の余地があったっていうところはどう解釈すればいいんですかね。

(砂防課長)

ですからそういう内容についての事実確認はできなかったものですから、あく

までそこから推定になってしまうんですね。推定の域になってしまうと、検討する余地があったという形での記載内容となっております。

(記者)

その情報共有していれば対応できたっていうふうに、内部検証の結果を受け止めたんですけれども、そういうことではないんですか。そうであれば、盛土とか開発行為っていうのは砂防法の適用対象だというふうに認識してるということなんじゃないですか、県として。

(砂防課長)

ですので、そのまず開発行為があるっていう情報があって、その上で溪流の状況、流域の荒廃の状況、そういうのの両方からの観点で確認したときに、治水上砂防に必要だというように判断できれば、砂防指定地に指定していきます。

(記者)

ですからそもそも考えると、開発行為や盛土というのは、砂防法の適用対象だったということなんじゃないんですかというふうに聞いてるんですが。

(砂防課長)

ですから治水上砂防的な観点から見たときに、その溪流とか、その流域、その地形的な要件とかですね、そういうところが、必要が認められれば指定はしていきます。あくまでも治水上砂防という観点があるかどうかというところです。

(記者)

そうしますと、今回のその熱海の土石流に関しては、どの時点でどのような対応をとっていれば、災害を防げたというふうに考えているんでしょうか。第三者委員会の検証の結果の後に難波副知事が初動全力ということを教訓として挙げてましたけども、それに沿った対応を取るとすればどのような対応がとれたということなんでしょうか。

(砂防課長)

ですので、開発行為という情報が砂防部局、砂防の方に入ってくれば、その時点で現地をしっかりと見て、治水上砂防の観点から必要だということになれば、それを、そのエリアを指定したというふうに考えております。

(記者)

ですからそれは開発行為が対象になるということなんじゃないんでしょうか。

(砂防課長)

すいません、繰り返しになりますけど、ですからその中に、治水上砂防的に、溪流の荒廃のみならず、山腹斜面の荒廃状況がもう既に起きている恐れがあるということが確認できれば。

(記者)

ちょっと細かい点はいいいので、知事の見解を伺いたいんですけども、一応もう1回確認させてください。開発行為と盛土は砂防法の適用対象外だと、それが、知事の認識ということによろしいんですね。

(知事)

治水上砂防という観点が前提に立って、今おっしゃったような開発行為というものが、問われるということですね。ですから、その前提が治水上砂防に当たるかどうかということにつきまして、それが治水上砂防に当たらないという形で、当時は放置したということじゃないでしょうか。それからもう1つはですね、この情報の共有について、誰もが共有した認識は、水の濁りってというのが、湾に見られたと、そのことについて、どうしてそれを共有できなかったのかということについての認識、共有認識ですね。

(記者)

すいません、知事御自身は、

(幹事社)

ちょっとごめんなさい。ちょっと細かい話が続いておりますので、これ以上はちょっと長時間に及んでおりますので、担当課の方とやりとりしていただければと。

(記者)

1点だけ知事にお聞きしたいんですけども、治水上砂防に関しては、

(幹事社)

ごめんなさい、ちょっと、幹事社なんで。他に何か関連質問があれば、ないですかね。はい、じゃあこれで終わります。